

10月1～7日  
法の日週間です

「法の日」とは？



昭和3年10月1日に陪審法が施行され、翌年から10月1日は「司法記念日」と定められました。

その後、昭和34年10月、裁判所、検察庁及び弁護士会の三者協議会において、以下の決議がなされました。

「国民主権のもとに、自由と正義を守り、世界の平和を維持し、人類の福祉に貢献することはわれわれ日本国民のひとしく理想とし、念願とするところである。これがために、われわれは、法によって社会秩序を確立しなければならない。さらにまた、国際紛争もこの法の支配の原則によって解決されなければならない。よって、ここに、国を挙げて法を尊重し、右の理想と念願を高揚するため10月1日を『法の日』と定めることを提唱する。」

⇒政府は、10月1日を「法の日」と定め、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日としました。



憲法や民法、刑法、商法など、社会にはいろいろな法律があります。その中でも、検察庁では、刑法や刑事訴訟法などの法律に基づいて、罪を犯した人を処罰し、社会秩序の維持を図っています。出前教室などの広報活動も行っていますので、御希望の方は検察庁まで御連絡ください！

